

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり総合評価一般競争入札を実施する。本入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式である。

令和7年6月17日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 人権啓発新聞意見広告業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとお
り
- (3) 委託期間 契約の日から令和7年12月20日まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部人権啓発推進室
電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268
メールアドレス jinken@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間

ア 配布期間：令和7年6月17日～7月2日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

- (3) 入札説明会 実施しない

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「デザイン・制作」－小分類「広告」
- (3) 過去5年間に都道府県及び市町村（特別区を含む。）を契約の相手方として、「新聞意見広告に関する業務」を実施した実績を有する者であること。

5 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該入札説明書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札説明書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 受付期間：公告開始日～令和7年6月24日午後5時必着

イ 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより2(1)に提出すること。

ウ 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「人権啓発新聞意見広告業務委託に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(2) 回答書

ア 回答日時：令和7年6月27日

イ 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

ウ 質疑及び回答書は、仕様の一部として入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものと入札を行う。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

2(1)に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。

(2) 提出期限

令和7年7月8日 正午まで

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

ア 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申請者が負う。

(4) 企画提案書に関するヒアリングの実施

企画提案書に関してヒアリングを実施する。

ア 日時 令和7年7月14日 午後1時30分から

イ 場所 京都府庁旧本館 2階 総合政策環境部・文化生活部会議室

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月22日 午前10時から

イ 場所 京都府庁旧本館 2階 部局会議室(文化生活部)

(2) 入札の方法

入札書は別紙様式Aにより作成の上、持参によるものとし、郵送または電送による入札は認めない。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（7（1）イの場所に提出するまでをいう。）は、入札を辞退できる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、（1）に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

(7) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

エ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

オ 落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札

(8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とする。評価値が最も高いものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約書作成の要否

要する。

10 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 その他

（1）1から11までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。

（2）入札参加者が1者の場合は、本入札手続を中止することがある。

（3）落札者決定基準の詳細は、別紙「令和7年度人権啓発新聞意見広告業務委託落札者決定基準」及び別表による。

（4）企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足できないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。

（5）詳細は、入札説明書による。